

学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与に係る
特例の適用に係るQ & A

第3版

平成30年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

はじめに

このQ&Aは、平成26年度から運用が開始された特例の制度について、これまで開催した各種説明会における質疑や、特例の適用認定、適用認定後の変更の届出及び特例による学位授与申請などの書類の作成に当たり、当機構に多くのお問合せがあったご質問を整理し、取扱いをまとめたものです。

このQ&Aでは確認できない個別事案につきましては、下記問合せ先までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、このQ&Aは今後ご連絡いただいた事例等を勘案し、随時更新いたします。

【問合せ先】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
管理部学位審査課学位企画係

電 話：042-307-1693, 1652, 1630

F A X：042-307-1555

E-mail：g-tokurei@niad.ac.jp

目 次

これから特例適用認定の申出を行う場合

1 特例の適用認定の申出に係る手続きについて・・・・・・・・・・ 1

Q 1-1 専攻科に複数の専攻が設置されている場合、特例の適用認定の申出は個別に行うことが可能か。

Q 1-2 特例の適用認定の申出は特例の適用を受ける年度（申出の翌年度）の4月1日の状況について審査を受けることとなっているが、申出日（4月30日）以降に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。

Q 1-3 特例の適用認定の申出を行った年度の4月30日以降に専攻科の科目を新設・変更する場合はどのようにすればよいか。また、科目変更に係る認定専攻科への学則の変更の届出は凍結させることとなるか。

2 申出書類の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Q 2-1 特例の適用認定の申出書類はいつ現在の状況で作成すればよいのか。

Q 2-2 一つの専攻と複数の学科との組み合わせにより、一の専攻の区分で複数の科目表を提出することは可能か。

Q 2-3 学内の規定により、他専攻の授業科目を上限を設けて履修することができる場合、科目表に他専攻の授業科目を記載してよいか。

3 申出に係る審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Q 3-1 申出の審査において、補正審査は行われるか。

Q 3-2 特例による学位授与申請における専攻の区分について申出に含めることができるのは、これまで当該専攻科を修了見込みで申請した者が従来の修得単位と学修成果の試験の審査により合格した実績がある専攻の区分のみとされているが、実績がない専攻の区分については、どのようにすれば特例による学位授与申請を認められるか。

4 学修総まとめ科目について 5

- Q 4 - 1 定年退職後に再雇用された教員が学修総まとめ科目を担当することは可能か。
- Q 4 - 2 学修総まとめ科目の成績評価について複数の教員で行ってよいとのことだが、すべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」とされた教員で行わなければならないのか。
- Q 4 - 3 特例の適用認定の申出に係る審査の結果、指導教員が「不適」、指導補助教員が「適」とされた個表において、指導補助教員が4月に准教授に昇任した場合、4月から当該個表について学修総まとめ科目の指導をさせてよいか。
- Q 4 - 4 一人の教員が指導教員として複数の個表を作成・担当することは可能か。
- Q 4 - 5 一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導することは可能か。
- Q 4 - 6 採用予定の教員を学修総まとめ科目の担当教員に含めて申出を行うことは可能か。
- Q 4 - 7 人事交流などにより他機関に出向中の教員を学修総まとめ科目の担当教員に含めて申出を行うことは可能か。
- Q 4 - 8 学修総まとめ科目において、学生が学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分においてのみ「適」とされた教員の指導を受けることは可能か。
- Q 4 - 9 学修総まとめ科目は原則として専任の教員が指導を担当するものとされているが、専任教員以外の者が学修総まとめ科目の指導を担当することが認められる場合はあるか。

すでに特例の適用認定を受けている場合

5 特例適用専攻科に係る変更の届出や状況報告について 10

- Q5-1 来年度から教育課程（カリキュラム）の変更を行うが、変更の届出や状況報告を提出するタイミングと適用される時期はどうか。
- Q5-2 科目表に記載された授業科目（学修総まとめ科目を除く。）について、担当教員が変更となった場合、変更の届出や状況報告の必要はあるか。
- Q5-3 科目表に記載された授業科目（学修総まとめ科目を除く。）について、担当教員が最新の研究状況に合わせて内容を更新する場合、変更の届出を行う必要があるか。
- Q5-4 科目表に記載された授業科目について、すでに判定された「専攻に係る授業科目の区分」を変更することは可能か。
- Q5-5 学修総まとめ科目の個表の変更に当たって、変更の届出や状況報告を提出するタイミングと適用される時期はどうか。
- Q5-6 特例適用専攻科の変更の届出は変更しようとする年度（届出の翌年度）の4月1日の状況のうち、学修総まとめ科目の内容等変更については、個表の追加、個表のうち課題名または課題の内容の変更、指導教員の追加の場合に審査を受けることとなっているが、届出（9月30日）後に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。
- Q5-7 学修総まとめ科目で担当教員が指導するテーマについて、毎年度変更のあるたびに、変更の届出を提出することとなるのか。
- Q5-8 他の学校の特例適用専攻科においてこれまで学修総まとめ科目の指導を担当していた教員を専任教員として採用した場合、以前の専攻科で担当していた個表をそのまま現在の専攻科の学修総まとめ科目の個表として追加してよいか。また、このような場合、個表の審査は行われるのか。
- Q5-9 特例の適用を受けた後、新規の教員や人事交流先から戻った教員に係る学修総まとめ科目の担当教員の追加する場合はどのようにすればよいか。
- Q5-10 変更の届出は変更を行う前年度の9月30日までとされているが、4月以降、9月30日を待たずに学修総まとめ科目の指導教員の変更の届出を行い、審査を受けることはできるか。



- Q5-11 学修総まとめ科目の指導教員の審査において、「不適」と判定された教員について「業績不足」というコメントが付されたが、どの段階で改めて追加する変更の届出を提出可能か。
- Q5-12 専攻の区分を追加した場合、いつから当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められるか。
- Q5-13 専攻全体の特例の適用認定の取下げを行った場合、いつから特例の適用を受けない認定専攻科に戻るのか。また、取下げ前に入学した者について、学位授与申請時の取扱いはどうなるか。
- Q5-14 今後専攻科の改組を行う場合、認定専攻科としての学則の変更の届出のほか、特例適用専攻科としてはどのような届出を行うべきか。
- Q5-15 2年後に改組を予定している。特例適用専攻科の申出手続きと併せて認定専攻科の申出手続きも行うこととなるが、両者を並行して行うということによいか。

6 特例による学位授与申請者の要件について 18

- Q6-1 特例による学位授与申請者の要件を満たす者とは、どのような者か。
- Q6-2 Q6-1アに記載の、学位授与申請者の要件を満たすための「認定科目表の授業科目を履修している場合」とは具体的にどのような場合か。また、この要件を満たしているとして特例による学位授与申請を行うに当たっては、どのような手続きが必要か。
- Q6-3 Q6-1イに記載の「在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者」とは具体的にどのような者を指すのか。
- Q6-4 「特例による学位授与申請」と「通例による学位授与申請」とを申請者が選択することはできないとされているが、「適」となった（特例による学位授与申請が認められた）専攻の区分の学生はすべて特例による学位授与申請を行うと考えてよいか。
- Q6-5 特例の適用認定以前の専攻科入学者が休学又は留年により、特例による学位授与申請が認められている学生と同時期に専攻科を修了見込みの場合、その者の学位授与申請はどうなるか。



- Q 6-6 特例適用認定以後の教育課程（カリキュラム）が適用される学科又は専攻科において休学又は留年した学生について、入学後に科目表の変更があり、同時期に申請する他の学生と適用される科目表が異なる場合、その者の学位授与申請はどうか。
- Q 6-7 学科卒業後一定期間を置いて専攻科に入学した学生について、同時期に申請する他の学生と学科部分について適用される科目表が異なる場合、その者の学位授与申請はどうか。
- Q 6-8 科目表の読替に当たり、高等専門学校においては履修単位と学修単位を区別し、それぞれの単位の計算基準により単位数を換算するものとされているが、具体的な算出方法はどのようにするか。
- Q 6-9 在学する専攻科が特例の適用認定を受ける以前に通例による学位授与申請を行って不合格となり留年した者について、再度学位授与申請する場合は特例による学位授与申請の対象となるか。
- Q 6-10 特例の適用認定以前の専攻科入学者について、学科と専攻科で特例が適用される者との同一の教育課程を履修している場合において、特例における学修総まとめ科目の審査を受ける以前の「特別研究」の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、特例が適用される者と同時期に学位授与申請を行う場合、特例による学位授与の申請を行うことはできるか。
- Q 6-11 特例の適用認定以後の専攻科入学者について、特例における学修総まとめ科目の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、次年度に学位授与申請を行う場合に学修総まとめ科目を再度履修する必要があるか。
- Q 6-12 留年者については一定の要件を満たせば特例による修了見込みでの学位授与申請が可能とのことだが、「申請可能」とはこの方式での申請をしなくてはならないということか、申請ができるとしても選択せずに通例による学位授与申請をすることができるのか。
- Q 6-13 学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない指導教員の指導を受けた場合は、当該学生は通例による学位授与申請が可能か。
- Q 6-14 特例適用専攻科を置かない短期大学又は高等専門学校を卒業して特例適用専攻科に入学した者について、同分野の学修について学科の単位の読替をしたとしても特例適用の対象と認められないのはなぜか。



7 「不適」とされた専攻の区分及び当該専攻の区分での申請者等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

Q 7-1 特例の適用が認められたが一部の専攻の区分で「不適」となった場合、次年度以降は当該専攻の区分を追加するに当たっては変更の届出により9月30日までに申し出るということによいか。

Q 7-2 一部の専攻の区分が「不適」とされた高専の当該専攻の区分に係る学科を卒業した学生が、別の高専の特例適用専攻科に入学した場合、特例による学位授与申請は認められるか。

Q 7-3 異なる専攻の区分の科目表に記載された学科の授業科目について、学位授与申請する専攻の区分の科目表に記載された授業科目に読み替えることができれば当該授業科目を履修したものとみなすことができるとのことだが、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目についても読替により修得（申告）単位に充当できるか。

8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

Q 8-1 特例適用専攻科を置く他の短期大学又は高等専門学校卒業生が専攻科に入学した後、在学する特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の学科の授業科目を履修し単位を修得した場合、学位授与申請の申告単位に含めることは可能か。

Q 8-2 特例適用の取下げを行い、将来、改めて特例の適用認定の申出を行って適用認定された場合、既に入学している学生は特例による学位授与申請が認められるか。

Q 8-3 特例による学位授与申請を行うに当たり専攻科で修得する単位について、新たに修得単位の審査の基準が設定されているが、通例の学位授与の審査における専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても同様に満たす必要があるか。



Q 8 - 4 他大学等で履修した授業科目の単位については、学則に定めた上で認定科目表に記載された授業科目の単位に読み替えなければならないのはなぜか。

Q 8 - 5 原則5年以内に実施される特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、具体的な内容を知りたい。

これから特例適用認定の申出を行う場合

1 特例の適用認定の申出に係る手続きについて

Q 1 - 1 専攻科に複数の専攻が設置されている場合、特例の適用認定の申出は個別に行うことが可能か。

特例の適用認定の申出は、認定専攻科の専攻ごとに行うことが可能です。

専攻科に設置する複数の専攻をまとめて同一年度に申出を行う場合でも、適用認定の可否の判定は専攻ごとに行われます。

Q 1 - 2 特例の適用認定の申出は特例の適用を受ける年度（申出の翌年度）の4月1日の状況について審査を受けることとなっているが、申出日（4月30日）以降に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。

特例の適用認定の申出後、審査期間中に学修総まとめ科目の担当教員として審査を受けている教員に変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

Q 1 - 3 特例の適用認定の申出を行った年度の4月30日以降に専攻科の科目を新設・変更する場合はどのようにすればよいか。また、科目変更に係る認定専攻科への学則の変更の届出は凍結させることとなるか。

特例の適用認定の申出後、審査期間中に専攻科の開設科目について、申出の翌年度（特例の適用年度）から適用される変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

また、申出に係る審査終了後、特例の適用認定について「可」との通知（他の審査の結果の確定まで判定留保の場合を含む。）を受けた専攻科については、翌年度から適用される変更が生じる場合、申出を行った年度の9月30日までに「特例適用専攻科に係る変更の届出」の手続きを行うことができます。

なお、認定専攻科における学則変更の届出は、特例の適用認定の申出の有無に関わらず、「短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関する規則」（平成16年規則第29号）第6条の規定に従い、変更しようとする前年度の9月30日までに行ってください。

2 申出書類の作成について

Q 2-1 特例の適用認定の申出書類はいつ現在の状況で作成すればよいのか。

特例の適用認定の申出は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度に行うこととなっており、適用認定を受けた場合は申出を行った翌年度に入学する学生から特例の対象となります。そのため、申出書類は（特段の定めがある場合を除き）申出を行う年度の翌年度の4月1日現在の状況について作成し、科目表及び学修総まとめ科目に係る書類は申出を行う年度の翌年度の専攻科入学者を基準として作成してください。

特に、科目表は申出を行う年度の翌年度の専攻科入学者が実際に学科で履修し、また、入学後に専攻科で履修する教育課程（カリキュラム）に基づき作成するとともに、記載された各授業科目の授業計画（シラバス）について、実際に学生が学科で履修した又は専攻科で履修する予定のものを添付する必要がありますので注意してください。

Q 2-2 一つの専攻と複数の学科との組み合わせにより、一の専攻の区分で複数の科目表を提出することは可能か。

特例の適用認定の審査における科目表は、学位授与の申請に当たり専攻科で単位を修得する学生が、学科での学修を含めて当機構の定める専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たすように授業科目を履修し、単位を修得できるようになっているかをあらかじめ確認するためのものです。

したがって、一つの専攻に基礎となる複数の学科があり、当該専攻から一の専攻の区分で学位授与申請する者の出身学科が複数ある場合は、それぞれの組み合わせで科目表を作成する必要があります。

また、専攻に複数のコースが設けられており、学生の履修プログラムがコースごとに異なるのであれば、コースごとに科目表を作成することとなります。その場合は、科目表の「専攻科／学科名」欄にコース名も必ず記入してください。



Q2-3 学内の規定により、他専攻の授業科目を上限を設けて履修することができる場合、科目表に他専攻の授業科目を記載してよいか。

特例適用専攻科は、その専攻ごとに、専攻科とその基礎となる学科における大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目により、機構が定める修得単位の審査の基準を満たしている必要があります。また、申請に当たり学生は、学科を卒業後に積み上げ単位として修得する単位のすべてを在学する専攻科において修得しなければなりません。

したがって、各特例適用専攻科では、科目表に記載し、学生が申請に利用する授業科目について、自ら開設していることが求められており、学内の規定により他専攻の授業科目の履修及び当該授業科目の履修による修得した単位を在籍する専攻の修了要件に含めることを可能としていても、他の専攻で開設する授業科目を科目表に含めることはできません。

なお、「専攻共通科目」などのように、すべての専攻の学生が共通に履修しなければならないとされる科目群の授業科目を含めることは問題ありません。

3 申出に係る審査について

Q3-1 申出の審査において、補正審査は行われるか。

補正審査を実施する場合は、対象となる（申出中の）各専攻科に通知されますので、通知に従い手続きを行ってください。

Q3-2 特例による学位授与申請における専攻の区分について申出に含めることができるのは、これまで当該専攻科を修了見込みで申請した者が従来の修得単位と学修成果の試験の審査により合格した実績がある専攻の区分のみとされているが、実績がない専攻の区分については、どのようにすれば特例による学位授与申請を認められるか。

これまで専攻科修了見込みで通例による学位授与申請を行い合格した実績がない専攻の区分については、特例の適用を受けた専攻科の学生であっても専攻科修了見込みで通例による申請を行うこととなります。

当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められるためには、通例による学位授与申請による実績を積んだ上で、特例適用専攻科の変更の届出により当該専攻の区分を追加する届出を行い、認められる必要があります。

4 学修総まとめ科目について

Q4-1 定年退職後に再雇用された教員が学修総まとめ科目を担当することは可能か。

学修総まとめ科目の指導教員については、専攻科の専任教員であれば、各学校における人事上の雇用形態等を問うものではありません。退職以前に学修総まとめ科目の指導教員であった者を再雇用し、引き続き学修総まとめ科目を担当させる場合は、以下のようにその勤務の状況によって判断されます。

○ 常時勤務する教員

専攻科の専任教員として学修総まとめ科目の指導を行うことができます。
(特段の手続きは必要ありません。)

○ 短時間勤務の教員※

専攻科の専任教員として学修総まとめ科目の指導を行う場合は、当該教員が学修総まとめ科目に係る実質的な教育・指導及び成績評価等について、また専攻科の修了判定等に責任をもって関わることを学(校)長名により説明する文書を提出する必要があります。なお、その際には、該当する教員の勤務時間や職務の範囲等について定めた学内の規定等があれば、資料として添付してください。

上記の書類は、特例適用専攻科の変更の届出等の提出時期に関わらず、当該教員を再雇用し、引き続き学修総まとめ科目を担当させることが決定し次第、速やかに提出してください。

なお、指導補助教員については、特に定めはありませんので、短時間勤務の再雇用教員であっても引き続き学修総まとめ科目の指導補助に当たることが可能です。(書類等の提出も必要はありません。)

※ 1週間当たりの通常の労働時間が、同種の職務で占める常時勤務の教員と比較して、1週間当たりの通常の労働時間が短い教員。



Q4-2 学修総まとめ科目の成績評価について複数の教員で行ってよいとのことだが、すべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」とされた教員で行わなければならないのか。

学修総まとめ科目の成績評価については、最終評価に関しては指導教員（複数を配置している場合は複数の指導教員でも可）が責任を持つことが求められます。

ただし、例えば成績評価の要素の一つとして、学内発表の評価を行う際に、授業科目の担当教員のほか、学内の他専攻や他分野の教員などにより行うものとする場合には、これらの教員がすべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」と判定された教員であることは求めておりません。

Q4-3 特例の適用認定の申出に係る審査の結果、指導教員が「不適」、指導補助教員が「適」とされた個表において、指導補助教員が4月に准教授に昇任した場合、4月から当該個表について学修総まとめ科目の指導をさせてよいか。

学修総まとめ科目の担当教員の審査においては、指導教員と指導補助教員はそれぞれ必要とされる要件や審査の観点が異なっているため、指導補助教員として「適」とされた教員が昇任により教授又は准教授となったとしても、そのまま指導教員として「適」とはなりません。

当該准教授に学修総まとめ科目の指導教員としての指導を担当させるのであれば、学修総まとめ科目の担当教員の変更（追加）の届出により、当該教員を指導教員とする個表を改めて提出し、審査を受けて「適」と判定される必要があります。



Q 4 - 4 一人の教員が指導教員として複数の個表を作成・担当することは可能か。

一人の教員が、それぞれの個表の課題について指導を行うのに十分な業績を有しているのであれば、複数の個表について指導教員として担当することは問題ありません。

審査においては、担当する個表ごとにその内容と個表の課題に対する指導教員としての適格性について判定が行われます。

なお、毎年度すべての個表の課題について指導を受ける学生が必ず一人以上いなければならないわけではありませんが、各年度において指導教員1人当たりの学生数が適正な人数となっており、十分な指導が行えるよう配慮されていることも必要ですのでご注意ください。

Q 4 - 5 一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導することは可能か。

一人の教員が、それぞれの専攻の区分における個表の課題について指導を行うのに十分な業績を有しているのであれば、同一専攻内における複数の専攻の区分の学修総まとめ科目を担当することは問題ありません。

審査においては、それぞれの専攻の区分ごとに担当する個表の内容と個表の課題に対する指導教員としての適格性について判定が行われます。

なお、一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導する場合は、それぞれの専攻の区分における学修総まとめ科目で指導する学生の数を合計した上で、指導教員1人当たりの学生数が適正な人数となっており、十分な指導が行えるよう配慮されていることも必要ですのでご注意ください。



Q 4 - 6 採用予定の教員を学修総まとめ科目の担当教員に含めて申出を行うことは可能か。

特例の適用認定を受けようとする年度（申出の翌年度）の4月1日の時点で採用を予定している教員については、学修総まとめ科目の担当教員として申出時点で個表の作成・提出を行うことができます。

その場合、当該教員の個人調書の履歴書（様式第5号その1）の「職歴」欄には、「平成〇年4月 〇〇短期大学〔高等専門学校〕 〇〇学科教授（採用予定）」などと記入してください。

Q 4 - 7 人事交流などにより他機関に出向中の教員を学修総まとめ科目の担当教員に含めて申出を行うことは可能か。

申出時又は特例の適用認定を受けようとする年度（申出の翌年度）の4月1日現在に申出を行う専攻科で授業科目を担当しない教員であっても、特例の適用認定を受けようとする年度に入学した学生が学修総まとめ科目を履修する際に担当することが確実に見込まれる教員については、学修総まとめ科目の担当教員として申出時点で個表の作成・提出を行うことができます。

その場合、当該教員の個人調書の履歴書（様式第5号その1）の「職歴」欄には、現在の職について出向中であること、また、「平成〇年4月 〇〇短期大学〔高等専門学校〕 〇〇学科教授（帰任予定）」などと記入してください。

Q 4 - 8 学修総まとめ科目において、学生が学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分においてのみ「適」とされた教員の指導を受けることは可能か。

学修総まとめ科目は専攻の区分ごとに設定されたものとして審査されており、教員の適格性はそれぞれの専攻の区分の学修総まとめ科目に対して認められたものです。

学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分でのみ「適」とされた指導教員の指導を受けることは、学修総まとめ科目を履修したことにはなりません。



Q4-9 学修総まとめ科目は原則として専任の教員が指導を担当するものとされているが、専任教員以外の者が学修総まとめ科目の指導を担当することが認められる場合はあるか。

学修総まとめ科目の担当教員のうち指導教員については、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則」（平成26年規則第1号。以下「特例規則」という。）第6条第三号及び「学修総まとめ科目の基準等に関する細則」（平成26年細則第1号）第4条に定められているとおり、原則として専攻科の専任教員であることを要件の一つとしています。

また、当機構の学位授与事業において専攻科の専任教員とは、「当該専攻科の専攻の基礎となる学科等の専任教員で、当該専攻科の専攻の授業科目を担当する教員」又は「専攻科を本務とする教員」が該当します。

そのため、特例制度開始当初は、兼任教員（同一学校における他の学科（又は専攻）の専任教員で、当該専攻の授業科目を兼ねて担当する教員）に区分される教員については学修総まとめ科目の指導教員とすることはできないものとしていたところでした。

しかしながら、各短期大学・高等専門学校で教員組織の構成の現況等に鑑み、平成30年度から（平成29年度に行う特例の適用認定の申出又は変更の届出から）は、学修総まとめ科目を開設している専攻科の専攻の兼任教員に区分される教員で、当該専攻の授業科目を担当し、かつ、当該専攻又はその基礎となる学科を本務とする教員と同等の取扱いがされている教員については、学修総まとめ科目の指導教員とすることができるものとしています。

特例の適用認定の申出及び特例適用専攻科の変更の届出において、該当する教員を学修総まとめ科目の指導教員とする場合には、当該教員が学修総まとめ科目を開設している専攻の授業科目を担当し、かつ、実際において当該専攻又はその基礎となる学科を本務とする教員と同等の取扱いをしている旨を学校長名により具体的に説明する文書（公文書）を提出する必要があります。

すでに特例の適用認定を受けている場合

5 特例適用専攻科に係る変更の届出や状況報告について (※平成30年度からの取扱いになります。)

Q5-1 来年度から教育課程（カリキュラム）の変更を行うが、変更の届出や状況報告を提出するタイミングと適用される時期はどうか。

学科又は専攻科の教育課程（カリキュラム）の変更に伴い科目表に新規に授業科目を追加する場合には、追加しようとする年度の前年度の9月30日までに届出を行うものとしています。

届出の受付後、その追加しようとする内容について審査が行われ、審査の結果「適」と判定された場合は、届出の翌年度の専攻科入学生から適用されます。

なお、次に該当する科目表の変更を行う場合には、当該変更の届出を省略することができます。上記の審査後に、別途提出を求める「特例適用専攻科状況報告書類」にその変更内容を記載してください。

- ・ 科目表に記載された学科及び専攻科の授業科目について、授業科目名、授業内容（担当教員の変更含む。）、必修・選択等の別、単位数、履修年次を変更する場合
- ・ 科目表に記載された学科及び専攻科の授業科目を廃止する場合

学科の教育課程（カリキュラム）を変更する場合には、当該変更後の教育課程（カリキュラム）を履修した学生が専攻科に入学する年度の前年度の9月30日までに科目表に新規に授業科目を追加する変更の届出（＝翌年度に専攻科に入学する学生に適用される科目表について、学科において履修した教育課程の授業科目のうち、新規に授業科目を追加する変更する届出）を行ってください。

なお、学科の教育課程（カリキュラム）を変更するが、科目表に記載していない授業科目のみに変更が生じる場合は、特例適用専攻科の変更の届出が必要な事由には該当しませんので、機構への届出や連絡の必要はありません。



Q5-2 科目表に記載された授業科目（学修総まとめ科目を除く。）について、担当教員が変更となった場合、変更の届出や状況報告の必要はあるか。

担当教員が変更となっても、その授業の内容が科目表の「摘要」欄（「専攻に係る授業科目の区分」）が変わるような大幅な変更でなければ、変更の届出の必要はありません。

また、科目表の記載事項のうち「授業科目名」、「必修・選択の別」、「単位数」、「履修年次」に変更もなければ、状況報告の必要もありません。

Q5-3 科目表に記載された授業科目（学修総まとめ科目を除く。）について、担当教員が最新の研究状況に合わせて内容を更新する場合、変更の届出を行う必要があるか。

基本的に、授業科目自体の内容を大きく変えるものではない変更、例えば、授業科目としての目的や到達目標について文言を追加・削除したりする変更や、一定のテーマの範囲内で新しいトピックを追加したり、授業構成や実施スケジュールを見直したりする程度の変更については変更の届出を行う必要はありません。

授業科目の内容に変更が生じたとして変更の届出が必要と判断する目安としては、機構が定め、あらかじめ授業科目ごとに審査し判定した「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」における「専攻に係る授業科目の区分」が変わるような変更については、「新規に授業科目を追加する」ことに相当するものとして、変更しようとする年度の前年度の9月30日までに変更の届出を行ってください。

なお、個別の授業科目の内容の変更が「専攻に係る授業科目の区分」が変わるような変更に当たるか、また、どの程度の変更で「専攻に係る授業科目の区分」が変わるのかというお問合せには機構の事務局では対応できませんので、各学校において判断してください。



Q5-4 科目表に記載された授業科目について、すでに判定された「専攻に係る授業科目の区分」を変更することは可能か。

科目表に記載されている各授業科目の「専攻に係る授業科目の区分」については、シラバスに基づき、専門委員会・部会の審査により、判定がなされています。したがって、各短期大学・高等専門学校の要望により変更されるものではありません。

なお、授業科目の内容を更新し、シラバスの内容があらかじめ審査し判定した「専攻の区分に係る授業科目の区分」が変わるような変更の場合には、「新規に授業科目を追加する」ことに相当するものとして、変更しようとする年度の前年度の9月30日までに変更の届出を提出することにより、再度審査を行うことになります。

Q5-5 学修総まとめ科目の個表の変更に当たって、変更の届出や状況報告を提出するタイミングと適用される時期はどうか。

個表の追加、個表のうち課題名又は課題の内容の変更、または指導教員の追加する場合には、その前年度の9月30日までに変更の届出を行うものとしています。

変更の届出の受付後、変更の内容について審査が行われ、審査の結果「適」と判定された場合は、届出の翌年度から学修総まとめ科目での当該変更個表に基づく指導が可能となります。

なお、次に該当する個表の変更を行う場合には、当該変更の届出を省略することができます。上記の審査後に、別途提出を求める「特例適用専攻科状況報告書類」にその変更内容を記載してください。

- ・ 学修総まとめ科目の個表について、指導補助教員を追加する場合
- ・ 学修総まとめ科目の個表について、個表、指導教員又は指導補助教員を削除する場合



Q5-6 特例適用専攻科の変更の届出は変更しようとする年度(届出の翌年度)の4月1日の状況のうち、学修総まとめ科目の内容等変更について、個表の追加、個表のうち課題名または課題の内容の変更、指導教員の追加の場合に審査を受けることとなっているが、届出(9月30日)後に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。

特例適用専攻科の変更の届出後、審査期間中に学修総まとめ科目の担当教員として審査を受けている教員に変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

Q5-7 学修総まとめ科目で担当教員が指導するテーマについて、毎年度変更のあるたびに、変更の届出を提出することとなるのか。

学修総まとめ科目の個表の変更については、個表のうち課題名または課題の内容の変更、指導教員の追加についてのみ、その都度変更の届出を求めており、この変更に当たるテーマ変更については変更の届出が必要です。

なお、学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書の個表に記載するテーマは、学生が個々に行うテーマではなく、指導教員が学生指導に際して取り上げる課題を包括するテーマを記載するものとなっており、その範囲内での毎年度の学生個々のテーマ設定に応じた課題の設定・変更は、変更の届出の対象とはなりません。

ただし、「包括するテーマ」の範囲をあまりに広げすぎるとテーマが漠然としたものとなり、具体的な内容が不明確となることにより、変更の届出後のテーマが認められないおそれもあるため、注意してください。



Q5-8 他の学校の特例適用専攻科においてこれまで学修総まとめ科目の指導を担当していた教員を専任教員として採用した場合、以前の専攻科で担当していた個表をそのまま現在の専攻科の学修総まとめ科目の個表として追加してよいか。また、このような場合、個表の審査は行われるのか。

学修総まとめ科目は、開設している特例適用専攻科により、専攻科の教育目的・特色、学修総まとめ科目の目標と履修により得られると予想される教育効果、その目標を達成するための方法などが設定されており、それらは「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（総表）」に表わされていますが、それぞれ異なっています。各個表は、それぞれの総表の下に位置づけられるものとして作成されます。

よって、他 of 学校の特例適用専攻科の個表がそのままの内容で自学校の特例適用専攻科の個表として成立するものではありません。必ず、異動後の専攻科の総表における個表として作成し直す必要があります。

また、個表は追加・変更されるごとに、個表の内容、個表の課題を指導するために必要な能力を有しているかどうかについて、変更の届出時点での教育研究業績等に基づき担当教員の適格性の審査が行われます。

Q5-9 特例の適用を受けた後、新規の教員や人事交流先から戻った教員に係る学修総まとめ科目の担当教員の追加する場合はどのようにすればよいか。

学修総まとめ科目の指導教員として追加する場合は、追加しようとする前年度の9月30日までに変更の届出を行ってください。

追加する指導教員については、審査の結果、担当する個表において「適」と判定されれば、届出を行った翌年度から学修総まとめ科目における指導を行うことができます。



Q5-10 変更の届出は変更を行う前年度の9月30日までとされているが、4月以降、9月30日を待たずに学修総まとめ科目の指導教員の変更の届出を行い、審査を受けることはできるか。

変更の届出は変更をしようとする前年度の9月30日までであれば4月以降に随時届出が可能です。審査の結果が適用されるのはあくまでも翌年度以降となります。

学修総まとめ科目の指導教員の追加においては、学修総まとめ科目における指導を開始する前年度の9月30日までに届出を行う必要があります。

ただし、突発的な教員の転出・退職・休職等により、学生の学修に支障が生じないように早急に欠員の補充を行う必要がある場合には、速やかに機構に連絡してください。

Q5-11 学修総まとめ科目の指導教員の審査において、「不適」と判定された教員について「業績不足」というコメントが付されたが、どの段階で改めて追加する変更の届出を提出可能か。

学修総まとめ科目の指導教員の審査で、一度「不適」と判定された教員の追加に係る変更の届出の時期については、例えば次回の教育の実施状況等の審査までは追加できないというような制限はありません。

審査を受けた年度の翌年度以降に、各特例適用専攻科において、「不適」と判定された際に付されたコメントの内容が解消されたと判断した場合に、「不適」と判定された教員について、学修総まとめ科目の担当教員の追加を届け出ることが可能です。



Q 5-12 専攻の区分を追加した場合、いつから当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められるか。

専攻の区分の追加の届出を行って審査により「適」とされた場合は、専攻科が特例の適用認定を受けた年度に関わらず、「適」の通知を受けた翌年度の専攻科入学者から当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められます。

ただし、それ以前の入学者についても、当該専攻の区分の認定科目表の授業科目を履修していると認められる場合は、特例による学位授与申請を行うことができます。(→Q 6-1, Q 6-2)

Q 5-13 専攻全体の特例の適用認定の取下げを行った場合、いつから特例の適用を受けない認定専攻科に戻るのか。また、取下げ前に入学した者について、学位授与申請時の取扱いはどうなるか。

取下げの届出は変更が生じる前年度の9月30日までに行うものとされており、届出を行った翌年度に特例適用専攻科ではなくなります。したがって、届出を行った翌年度から、当該専攻科を修了見込みで学士の学位授与の申請を行う者は、「特例適用専攻科を修了見込みの者」ではないため、特例の対象ではなくなります。

ただし、届出を行った年度以前に特例適用専攻科に入学した学生については、下記の要件を満たす場合は、特例による学位授与申請を行うことができます。

- ・ 認定科目表に掲げる授業科目について修得した単位並びに学修総まとめ科目履修計画書及び学修総まとめ科目の成果の要旨等の審査を受けることが可能であること。
- ・ 当該認定専攻科において、上記の要件に該当する者に対する学修総まとめ科目に相当する授業科目における指導が、特例適用専攻科と同等になされることが担保されていること。



Q5-14 今後専攻科の改組を行う場合、認定専攻科としての学則の変更の届出のほか、特例適用専攻科としてはどのような届出を行うべきか。

改組により新たに専攻科を設置する場合は、改めて特例の適用認定の申出を行う必要があります。特例規則第8条の規定により、改組前の認定専攻科において、教育の実施状況等の審査（レビュー）を一度以上受けて「適」と判定されていれば、改組後5年未満であっても改組前の組織の実績を引き継いで、ただちに特例の適用認定の申出を行うことができることから、専攻科認定の申出を行う年度に特例適用認定の申出を行うことが可能です。

また、教育課程を大幅に変更し、専攻科の認定の再審査を受けるものとされる場合についても、特例規則第11条第3項の規定により、特例適用専攻科として変更の届出において再度審査を受ける必要があります。

いずれにしても大幅な変更がある場合は、それぞれ手続きを行う必要がありますので、認定専攻科としての学則変更の届出を行うと同時に特例適用専攻科の変更の内容について速やかに機構に連絡してください。

Q5-15 2年後に改組を予定している。特例適用専攻科の申出手続きと併せて認定専攻科の申出手続きも行うこととなるが、両者を並行して行うということによいか。

2年後（再来年度）に改組する場合は、改組後の専攻科について、来年度4月30日までに専攻科の認定の申出と特例の適用認定の申出をそれぞれ行うこととなります。（平成29年度からの取扱い）

改組後の専攻科が認定専攻科であることが特例の適用認定の要件となりますので、特例の適用認定の審査の結果については、「可」との判定がなされた場合でも、専攻科の認定の審査の結果が「可」であれば特例の適用認定も「可」、「否」であれば特例の適用認定も「否」となり、それぞれの結果を通知することとなります。

6 特例による学位授与申請者の要件について

Q6-1 特例による学位授与申請者の要件を満たす者とは、どのような者か。

特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、原則として、

① 特例の適用開始年度以降に特例適用専攻科に入学した者

であり、かつ、

② 在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表*に記載された学科を卒業後、ただちに特例適用専攻科に入学し、学位授与申請年度に修了見込みの者

です。

※認定科目表

特例規則第6条第1項の規定に基づき短期大学又は高等専門学校^の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表

特例による学位授与申請者については、学科と専攻科で履修する教育課程の授業科目について、あらかじめ専攻の区分ごとに機構の修得単位の審査の基準に照らして審査を受け、整合性を認められた科目表（認定科目表）の授業科目を履修していることが必要です。

学科と専攻科で履修した教育課程に基づく認定科目表が存在しない場合には、特例による学位授与申請を行うことはできません。

上記の要件を満たさない者が専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うときは、通例による学位授与申請を行うこととなります。

ただし、上記①、②に該当しない者であっても、以下のア、イに該当する場合は特例による学位授与申請の対象となります。

ア ①に該当しない者のうち、専攻科への入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けたときに、当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している場合



イ ①又は②に該当しない者のうち、在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者について、異なる認定科目表に記載された学科で履修した授業科目の単位を読み替えることで認定科目表の授業科目を履修したとみなすことができる場合

Q6-2 Q6-1アに記載の、学位授与申請者の要件を満たすための「認定科目表の授業科目を履修している場合」とは具体的にどのような場合か。また、この要件を満たしているとして特例による学位授与申請を行うに当たっては、どのような手続きが必要か。

「当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している」と認められるためには、該当する申請者が学科及び専攻科で履修した教育課程（カリキュラム）と、当該申請者が学位授与申請を行う年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった学科及び専攻科の教育課程（カリキュラム）が同一のものであることが必要です。

具体的には、学科及び専攻科の規則等により、学科と専攻科それぞれの教育課程（カリキュラム）の適用入学年度に係る規定を根拠として示した上で、「当該申請者が平成〇年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程と同一の教育課程を履修していることを証明する」旨の書類を学（校）長名で証明し、当該申請者の学位授与申請時に提出してください。

Q6-3 Q6-1イに記載の「在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者」とは具体的にどのような者を指すのか。

「在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者」としては、

- ・ 在学する特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校と異なる短期大学又は高等専門学校の学科を卒業した者
- ・ 在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）以前の教育課程（カリキュラム）を置く学科を卒業した者
- ・ 学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分の認定科目表に記載された学科を卒業した者

などが考えられます。

(なお、上記でいう学科は、すべて現在又は過去において認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）を置いている学科であり、特例の適用認定の申出時に提出した認定科目表の基となったものより古い教育課程（カリキュラム）時点の学科は該当しません。)

認定科目表同士の読替を行うことで認定科目表の授業科目を履修したとみなすことができる（読み替えた学科の単位と専攻科の単位で修得単位の審査の基準を満たす）のであれば、該当する学生は特例による学位授与申請を行うこととなります。

ただ、上記の条件を満たすかどうかは、個別の学生によって異なりますので、各特例適用専攻科においては、必ず読替をしようとする授業科目について「認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書」（以下「みなし証明書」という。）により機構の事前確認を受け、その結果を踏まえて、当該学生と、いずれの申請によって学位の取得を目指すかをよく相談し、その選択に応じて責任をもって履修指導と支援を行うことが望まれます。

通例による学位授与を行う場合には、学修成果を作成する必要があり、学生には十分な準備と専攻科による適切な指導が必要です。

そのことに留意の上、いずれの申請による学位の取得を目指すか、どのような学修を行っていくか適切にご判断ください。

なお、認定科目表に記載された授業科目へ読み替えることが認められる授業科目は、異なる認定科目表に記載された授業科目（又は学則において学科又は専攻科で開設されている授業科目に読替が認められた大学の授業科目）のみです。

授業科目の読替の方法及び条件については、当機構のウェブサイトに「認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす際の手続き及び方法について」を掲載していますので参照してください。



Q6-4 「特例による学位授与申請」と「通例による学位授与申請」とを申請者が選択することはできないとされているが、「適」となった（特例による学位授与申請が認められた）専攻の区分の学生はすべて特例による学位授与申請を行うと考えてよいか。

特例適用専攻科において、特例による学位授与申請者の要件を満たす者が特例による学位授与申請が認められた専攻の区分で行う学士の学位授与の申請は、全て「特例による学位授与申請」となり、「通例による学位授与申請」はできません。

しかし、特例適用専攻科においても、Q6-1に記載の特例による学位授与申請者の要件を満たさない者については特例による学位授与申請ではなく、通例による学位授与申請を行うこととなります。

Q6-5 特例の適用認定以前の専攻科入学者が休学又は留年により、特例による学位授与申請が認められている学生と同時期に専攻科を修了見込みの場合、その者の学位授与申請はどうなるか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学した者については、原則として通例による学位授与申請を行うこととなります。

また、専攻科の入学年度は特例による学位授与申請が認められる学生と同じであっても、特例による学位授与申請が認められる学生が学科に入学した以前に学科に入学した者についても、原則として通例による学位授与申請を行うこととなります。

ただし、これらの者が当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修し(→Q6-2)、最終学年に学修総まとめ科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。

なお、留年の事情については問いません。



Q6-6 特例適用認定以後の教育課程（カリキュラム）が適用される学科又は専攻科において休学又は留年した学生について、入学後に科目表の変更があり、同時期に申請する他の学生と適用される科目表が異なる場合、その者の学位授与申請はどうか。

特例適用認定後に教育課程（カリキュラム）に変更があり、当該年度の特例による学位授与申請者が履修した教育課程（カリキュラム）と異なる教育課程（カリキュラム）に基づく認定科目表の授業科目を履修している場合は、自身に適用される教育課程（カリキュラム）に基づく認定科目表に基づき単位を申告します。

電子申請システムによる学位授与申請時に、前年度以前の申請者に適用された認定科目表を選択して単位を申告することができますので、該当する者については、それぞれ適用される認定科目表に基づき単位を申告してください。

また、学科部分は以前の科目表、専攻科部分については現在の科目表に記載された授業科目を履修している場合は、学科部分において自身に適用される教育課程（カリキュラム）に基づく認定科目表と、専攻科入学年度により適用される認定科目表において、変更が生じる授業科目について読替を行い、専攻科入学年度により適用される認定科目表に基づき単位を申告することとなります。（読替を行わずに適用年度が異なる認定科目表を組み合わせることはできません。）

上記を踏まえ、特例の適用認定以後の教育課程（カリキュラム）が適用される学科又は専攻科において休学又は留年をした場合における例を以下に記載します。

【例】

- ① 学科において休学又は留年した場合
(専攻科においては当該年度の申請者と同一のカリキュラムを履修)

ア 当該年度の申請者に適用される認定科目表における学科部分の授業科目と、自身の履修した認定科目表における学科部分の授業科目が同一であれば、読替の必要はありません。（カリキュラムの変更が科目表に影響がない場合も同様）

イ 当該年度の申請者に適用される認定科目表における学科部分の授業科目と、自身の履修した認定科目表における学科部分の授業科目が同一でない場合には、それぞれの間で、変更が生じた授業科目の読替が必要です

※ 読替を行う授業科目は、変更のあった授業科目のみとなります。変更のない授業科目については、読替の必要はありません。

② 専攻科において留年した場合（学科における休学又は留年なし）

専攻科の入学年度ごとに適用される認定科目表が存在しているので、読替の必要はなく、専攻科入学年度に応じた認定科目表に基づき特例による学位授与申請を行います。

【具体例】

X 高等専門学校において、

平成 26 年度に学科のカリキュラム変更及び 2020 年度に専攻科のカリキュラム変更があり、平成 30 年度専攻科入学者（2019 年度申請予定者）、2019 年度専攻科入学者（2020 年度申請予定者）、2020 年度専攻科入学者（2021 年度申請予定者）では適用される認定科目表が異なる場合。

< X 高専の認定科目表 >		
科目表 a		
2019 年度 申請者用	平成 25 年度学科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>A</u> 】	平成 30 年度専攻科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>B</u> 】
科目表 b		
2020 年度 申請者用	平成 26 年度学科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>A'</u> 】	2019 年度専攻科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>B</u> 】
科目表 c		
2021 年度 申請者用	平成 27 年度学科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>A'</u> 】	2020 年度専攻科入学 【教育課程（カリキュラム） <u>B'</u> 】

【申請者 甲】

平成 25 年度学科入学，1 年間留年，2019 年度専攻科入学，2020 年度申請



履修したカリキュラムは $A-B$ となるため， 科目表 a に基づき，読替の必要はなく特例による学位授与申請を行うこととなる。

【申請者 乙】

平成 25 年度学科入学，2 年間留年，2020 年度専攻科入学，2021 年度申請



当該申請者は， $A-B$ で履修しているが，その履修カリキュラムに基づく科目表は存在しないため，専攻科の入学年度に合わせて $A'-B$ の科目表 (科目表 c) に基づき学位授与申請を行うこととなり， 科目表 a と 科目表 c との間で A と A' との差分の読替が必要となる。



Q6-7 学科卒業後一定期間を置いて専攻科に入学した学生について、同時に申請する他の学生と学科部分について適用される科目表が異なる場合、その者の学位授与申請はどうか。

学科卒業後一定期間を置いた後に専攻科に入学し、学科部分は以前の科目表、専攻科部分については現在の科目表に記載された授業科目を履修している場合は、学科部分において自身に適用される教育課程（カリキュラム）に基づく認定科目表と、専攻科入学年度により適用される認定科目表において、変更が生じた授業科目について読替を行い、専攻科入学年度により適用される認定科目表に基づき単位を申告することとなります。（読替を行わずに適用年度が異なる認定科目表を組み合わせることはできません。）

なお、当該申請者の学科の入学年度が、在籍する特例適用専攻科において最初に特例の適用を受けて学位授与申請を行った学生の入学年度より古く、学科で履修した教育課程（カリキュラム）に基づく認定科目表がない場合は、当該申請者は通例による学位授与申請を行うこととなります。

Q6-8 科目表の読替に当たり、高等専門学校においては履修単位と学修単位を区別し、それぞれの単位の計算基準により単位数を換算するものとされているが、具体的な算出方法はどのようにするか。

科目表の読替では、高等専門学校における修得単位は、履修単位（標準 50 分を 1 単位時間として 30 単位時間を 1 単位と計算する単位）と学修単位（講義・演習については 15 時間から 30 時間まで、実験・実習・実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で、高等専門学校が定める時間の授業をもって 1 単位と計算する単位）を区別し、読替元の授業科目と読替先の授業科目の単位の計算基準が異なる場合は、読替先の授業科目の単位の計算基準により読替元の授業科目の単位数を換算の上、読み替える必要があります。

具体的には、

履修単位は $50 \text{ 分} \times 30^* = 1,500 \text{ 分}$ で 1 単位

学修単位は $50 \text{ 分} \times 45^{**} = 2,250 \text{ 分}$ で 1 単位

と考えて換算します。

【履修単位から学修単位への読替】

1 単位あたり 1,500 分 / 2,250 分 = 0.7 単位 (0.666…) として、読替元の授業科目の単位を換算し、読替元の単位数を読替先の単位数と比較して小さい方の単位数を読替後の単位数とします。

(例 1) 「〇〇概論 (2 履修単位)」の単位を「〇〇総論 (1 学修単位)」の単位に読み替える場合

2 履修単位 = $2 \times 0.7 = 1.4$ 学修単位

読替元 : 1.4 学修単位分 > 読替先 : 1 学修単位……1 学修単位として読み替える

(例 2) 「〇〇概論 (2 履修単位)」の単位を「〇〇総論 (2 学修単位)」の単位に読み替える場合

2 履修単位 = $2 \times 0.7 = 1.4$ 学修単位

読替元 : 1.4 学修単位分 < 読替先 : 2 学修単位……1.4 学修単位として読み替える

【学修単位から履修単位への読替】

1 単位あたり 2,250 分 / 1,500 分 = 1.5 単位 として、読替元の授業科目の単位を換算し、読替元の単位数を読替先の単位数と比較して小さい方の単位数を読替後の単位数とします。

(例 1) 「〇〇総論 (2 学修単位)」の単位を「〇〇概論 (1 履修単位)」の単位に読み替える場合

2 学修単位 = $2 \times 1.5 = 3$ 履修単位

読替元 : 3 履修単位分 > 読替先 : 1 履修単位……1 履修単位として読み替える

(例 2) 「〇〇総論 (1 学修単位)」の単位を「〇〇概論 (2 履修単位)」の単位に読み替える場合

1 学修単位 = $1 \times 1.5 = 1.5$ 履修単位

読替元 : 1.5 履修単位分 < 読替先 : 2 履修単位……1.5 履修単位として読み替える

【複数科目から 1 科目への読替】

複数科目から 1 科目への読替を行う場合は、読替先の授業科目の単位の計算基準により、読替元の複数科目分の単位を合算した上で、読替先の 1 科目の単位数と比較し、小さい方の単位数を読替後の単位数としてください。

* 履修単位においては 30 単位時間を 1 単位とすることによる。

** 学修単位においては授業時間外に必要な学修等を含め、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとされている (高等専門学校設置基準第 17 条第 4 項) ことによる。



Q 6 - 9 在学する専攻科が特例の適用認定を受ける以前に通例による学位授与申請を行って不合格となり留年した者について、再度学位授与申請する場合は特例による学位授与申請の対象となるか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学した者については、特例による学位授与申請者の要件を満たしておらず、原則として通例による学位授与申請を行うこととなります。

ただし、これらの者が当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修し(→Q 6 - 2)、最終学年に学修総まとめ科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。

なお、この場合、通例により既に学位授与申請を行ったことがあるか否かは問いません。

Q 6 - 10 特例の適用認定以前の専攻科入学者について、学科と専攻科で特例が適用される者と同じの教育課程を履修している場合において、特例における学修総まとめ科目の審査を受ける以前の「特別研究」の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、特例が適用される者と同時期に学位授与申請を行う場合、特例による学位授与の申請を行うことはできるか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学し、認定科目表に記載された授業科目を履修している場合であっても、専攻科が特例の適用認定を受ける以前に学修総まとめ科目に相当する授業科目を既に履修している者については、当該授業科目の履修は学修総まとめ科目として認められた授業科目の履修とはみなすことはできません。

この場合、特例による学位授与申請を行うためには、別に学修総まとめ科目を履修し、単位を修得する必要があります。



Q6-11 特例の適用認定以後の専攻科入学者について、特例における学修総まとめ科目の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、次年度に学位授与申請を行う場合に学修総まとめ科目を再度履修する必要があるか。

学修総まとめ科目は、専攻科の最終学年に履修する必要があるものとしており、修了年次に履修する必要はないため、すでに単位を修得しているものについて再度履修する必要はありません。

不足している単位を修得し、単位修得の要件を満たし、当該専攻科を修了する見込であれば、再度特例による学位授与申請を行うことが可能です。

Q6-12 留年者については一定の要件を満たせば特例による修了見込みでの学位授与申請が可能とのことだが、「申請可能」とはこの方式での申請をしなくてはならないということか、申請ができるとしても選択せずに通例による学位授与申請をすることができるのか。

特例適用専攻科において特例による学位授与申請者の要件を満たす者については、特例による学位授与申請を行うものとしているところです。

したがって、「申請可能」とは申請者による選択が可能であることを示すものではなく、「特例による学位授与申請が可能な者が専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うときには、特例による学位授与申請を行わなければならない」ことを示しているものです。



Q6-13 学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない指導教員の指導を受けた場合は、当該学生は通例による学位授与申請が可能か。

学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない指導教員は学修総まとめ科目の指導を行うことはできません。(特例による学位授与申請を行うためには、学修総まとめ科目の審査において「適」とされた個表及び指導教員の指導により学修総まとめ科目を履修していなければなりません。)

また、特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、特例による学位授与申請を行うものとされているため、通例による学位授与申請を選択することはできません。

各特例適用専攻科においては、「適」の判定を受けていない指導教員が学修総まとめ科目に相当する授業科目を担当することがないようにご注意ください。

なお、学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない指導補助教員については、各特例適用専攻科の判断で変更の届出を省略し、別途提出を求める「特例適用専攻科状況報告書類」に記載することで、学修総まとめ科目の指導の補助を行うことが可能です。(平成30年度からの取扱い)。



Q 6-14 特例適用専攻科を置かない短期大学又は高等専門学校を卒業して特例適用専攻科に入学した者について、同分野の学修について学科の単位の読替をしたとしても特例適用の対象と認められないのはなぜか。

特例の制度は、概ね4年間のまとまった学修を大学の学部の4年間相当の教育課程とみなすことに基づくものであり、科目表の審査もその前提に基づいて行った上で、科目表で「適」とされた学科と専攻科での学修を基本として特例の適用を認めているところです。

ただし、多様な学修歴を持つ申請者に配慮し、特例の適用を認める範囲を制度の趣旨が許す限りにおいて拡張(異なる学校であっても特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を卒業した者に対しても特例による学位授与申請を認める)しているものです。

特例の制度においては、概ね4年間のまとまった学修を機構があらかじめ審査し認定した「科目表」に基づいて行うこと、また、当機構の「学修成果についての審査及び試験を行わない」代わりに、専攻科の最終学年に「学修総まとめ科目」を履修することで、学士の学位の水準の担保を図っていることから、特例を認める場合については一定の制限を設けております。

なお、特例による学位授与申請者の要件を満たさない者については、通例による学位授与申請を認めるものとし、申請者の不利益にならないよう配慮しております。

7 「不適」とされた専攻の区分及び当該専攻の区分での申請者等の 取扱いについて

Q7-1 特例の適用が認められたが一部の専攻の区分で「不適」となった場合、次年度以降は当該専攻の区分を追加するに当たっては変更の届出により9月30日までに申し出るといふことでよいか。

特例の適用認定の申出に係る審査の結果、専攻科としては特例の適用認定が「可」とされたものの、「不適」となる事項があり特例による学位授与申請が認められないとされた専攻の区分を、特例適用専攻科の修了見込み者が申請する専攻の区分として追加する場合は、特例規則第11条第1項第1号の規定により、追加しようとする前年度の9月30日までに変更の届出を行ってください。

Q7-2 一部の専攻の区分が「不適」とされた高専の当該専攻の区分に係る学科を卒業した学生が、別の高専の特例適用専攻科に入学した場合、特例による学位授与申請は認められるか。

特例の適用認定の申出に係る審査の結果「不適」とされた（特例による学位授与申請が認められなかった）専攻の区分の科目表については、その「不適」とされた理由の如何に関わらず、認定科目表とみなすことはできません。

したがって、当該科目表に係る学科は、「特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査に関する細則」（平成27年細則第3号）第2条第1号のただし書きにある「1項学士特例規則第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校等の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表の授業科目を開講している学科」には当たらず、その卒業者は特例による学位授与申請者の要件を満たしていないため、特例による学位授与申請はできません。

該当する者については、特例適用専攻科においても通例による学位授与申請を行うことになります。



Q7-3 異なる専攻の区分の科目表に記載された学科の授業科目について、学位授与申請する専攻の区分の科目表に記載された授業科目に読み替えることができれば当該授業科目を履修したものとみなすことができるとのことだが、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目についても読替により修得（申告）単位に充当できるか。

認定科目表に記載された授業科目への読替が可能なのは、「異なる認定科目表に記載された授業科目」又は「学則等において学科又は専攻科で開設されている授業科目に読替が認められた大学の授業科目」のみです。

Q7-2のとおり、特例の適用認定の申出に係る審査の結果「不適」とされた（特例による学位授与申請が認められなかった）専攻の区分の科目表については、その「不適」とされた理由の如何に関わらず、認定科目表とみなすことはできません。

したがって、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目の単位については、読替により他の専攻の区分若しくは他の短期大学又は高等専門学校に置かれた特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目の単位とみなすことはできず、特例による学位授与申請における申告単位に充当することはできません。

8 その他

Q 8 - 1 特例適用専攻科を置く他の短期大学又は高等専門学校の卒業生が専攻科に入学した後、在学する特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の学科の授業科目を履修し単位を修得した場合、学位授与申請の申告単位に含めることは可能か。

当該特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目として申告は可能です。

ただし、「学科の科目等履修生（短期大学設置基準第 17 条・高等専門学校設置基準第 21 条）として当該授業科目の履修により修得した単位（要証明書）」は、基礎資格を有する者に該当した後に認定専攻科で修得した単位（積み上げ単位）に算入することはできませんのでご注意ください。

Q 8 - 2 特例適用の取下げを行い、将来、改めて特例の適用認定の申出を行って適用認定された場合、既に入学している学生は特例による学位授与申請が認められるか。

原則として、認定専攻科である状態から特例適用専攻科となった場合は、特例の適用後に専攻科に入学した学生から特例の適用が認められます。

ただし、専攻科が特例の適用認定を受ける以前に専攻科に入学し、在学中に専攻科が特例の適用認定を受けた場合については、認定科目表の授業科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。（→ Q 6 - 2）



Q8-3 特例による学位授与申請を行うに当たり専攻科で修得する単位について、新たに修得単位の審査の基準が設定されているが、通例の学位授与の審査における専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても同様に満たす必要があるか。

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても、同様に満たすべき基準です。

したがって、科目表の審査においても専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たしているか否かについて審査が行われています。

なお、今後、専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準が改正され、そのために「適」とされた認定科目表が審査の基準を満たさなくなることも起こりえます。改正内容によっては改正までに一定の周知期間を置きますので、各専攻科において改正内容を確認の上、新たな審査の基準が適用されるまでに授業科目の追加等の対応により科目表が審査の基準を満たすようご留意願います。



Q 8 - 4 他大学等で履修した授業科目の単位については、学則に定めた上で認定科目表に記載された授業科目の単位に読み替えなければならないのはなぜか。

当機構の特例規則第3条第3項では、特例適用専攻科を修了見込みの者であって、特例による学位授与申請を行う者は、「学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与に関する規則」第3条第1項第1号に定める、基礎資格該当後に修得すべき単位（いわゆる積み上げ単位）の全てを在学する専攻科において修得しなければならないと定めています。

一方、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）では、「第7章 卒業の要件等」として、第28条により、他の大学又は短期大学に履修した授業科目について修得した単位を、「当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなす」ことができるとしています。また、これは「大学の定めるところにより」行うことができるとしています。第29条の大学以外の教育施設等における学修に係る規定も同様です。

当機構では、大学設置基準におけるこれらの規定に基づき、各短期大学・高等専門学校が学則等で定めているものに限り、大学等において履修した授業科目について修得した単位を、読替によって機構があらかじめ審査し認定した各専攻科の認定科目表に記載された専攻科の授業科目の履修により修得した単位とみなすことができるとし、2年制の専攻科であれば30単位を上限として、特例による学位授与申請における積み上げ単位として申告することができるとしています。

したがって、読替によって「機構があらかじめ審査し認定した各専攻科の認定科目表に記載された専攻科の授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる」ものでなければならないとしているものです。



**Q 8 - 5 原則 5 年以内に実施される特例適用専攻科の教育の実施状況等の
審査について、具体的な内容を知りたい。**

特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査は、専攻科の授業科目、並びに専攻科の授業科目及び「学修総まとめ科目」を担当する教員について行われます。

個別の特例適用専攻科の審査の実施年度については、各特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等を確認した上で決定し、お知らせします。

また、必要な書類については、当機構のウェブサイトに書類作成の手引を掲載していますので、ご覧ください。